

黄初年間における曹植の動向

柳川 順子

Movements of Cao Zhi (曹植) during the Huang chu (黄初) Era

Junko YANAGAWA

はじめに

三国・魏の曹植（192-232）は、中国中世初頭に位置する、当代第一級の文人である。彼は、後漢末の動乱を力づくで収束させた乱世の英雄曹操（155-220）を父に持ち、後漢王朝の禅譲を受けて即位した魏の文帝曹丕（187-226）を兄とする魏王室の一員として、次兄の曹彰（?-223）とともに、『三国志（魏志）』巻19にその伝が立てられている。だが、本伝及びその裴松之注に引く諸資料を以てしても、その足跡にはなお不明な点が多い。特に、兄の曹丕が、建安二十五年（220）1月に没した父曹操の跡を継いで魏王となり、次いで魏王朝の初代皇帝として在位した黄初年間（220-226）は、曹植の人生における大きな転換期に当たっており、また、それが彼の文学にも強い影響を及ぼしたと推測されるのだが、その間の具体的な動向は、歴史資料のみからでは辿ることが困難であって、先行研究においても見解の分かれる点、不明瞭なまま触れられていない部分が少なくない。そこで本稿では、『魏志』本伝の記述に、曹植自身による「責躬詩」「黄初六年令」等の作品を重ね合わせることによって、この間の経緯を可能な限り明らかにしたい。こうした検討は、曹植文学の全体像、ひいては、結果として彼が牽引することとなった、中世初頭における中国文学の質的転換の経緯を究明することにつながるだろう。

検討に先立って、『魏志』陳思王植伝における黄初年間（220年3月に建安から改元された延康元年も含む）の記事を提示し、問題の所在を明らかにしておきたい。

文帝即王位，誅丁儀・丁廙并其男口。植与諸侯並就国。黄初二年，監国謁者灌均希指，奏「植醉酒悖慢，劫脅使者」。有司請治罪，帝以太后故，貶爵安郷侯。其年改封鄧城侯。三年，立為鄧城王，邑二千五百戸。四年，徙封雍丘王。其年，朝京都。上疏曰……帝嘉其辞義，優詔答勉之。六年，帝東征，還過雍丘，幸植宮，增戸五百。（文帝は王位に即きて，丁儀・丁廙並びに其の男口を誅す。植は諸侯と並びに国に就く。黄初二年，監国謁者灌均 希指して奏すらく「植は酒に酔ひて悖慢たり，使者を劫脅す」と。有司は治罪せんことを請ふも，帝は太后を以ての故に，爵を安郷侯に貶す。其の年 鄧城侯に改封す。三年，立てて鄧城王と為し，邑は二千五百戸。四年，封を雍丘王に徙す。其の年，京都に朝す。上疏して曰く……帝は其の辞義を嘉し，優詔もて之に勉めよと答ふ。六年，帝 東征し，還るに雍丘に過り，植

が宮に幸し、増戸すること五百なり。)

以下、ここに記された内容を押さえつつ、本稿で検討したい点を列記する。

まず、曹丕（文帝）は、曹操の跡を継いで魏王の座にあった延康元年（220）の秋^①、かつて曹植を曹操の後継者に推した丁儀・丁廙とその一族の男子を誅殺している。そして、この事件に続けて記されるのは、他の諸侯たちと同じく、すでに封ぜられていた土地（臨淄）に実際に赴いたという曹植の事蹟である。その時期については先行研究でも議論されており、多くは延康年間中のこととしているが、筆者はそれとは異なる見方を取る。そこで、その根拠を精査することが第一の課題である。

さて、翌黄初二年（221）、臨淄侯としてかの地にあった曹植は、諸侯・諸王の動向を監視する役目を担う監国謁者灌均によって、その傲慢不埒な言動が摘発された。灌均のこの奏上は、文帝の意向におもねったものであるという。これを受けて、所管の役人は曹植の罪状をただすよう求めたが、文帝曹丕は、太后（曹丕・曹植の母、卞太后）のために、その爵位を安郷侯に落とすにとどめ、更に同年、鄆城侯に封を改めた。この間の経緯をより詳細に明らかにすることが、検討事項の第二である。

第三に明らかにしたいのは、鄆城侯に封ぜられて以降の曹植の動向である。『魏志』本伝には、前掲のとおり、黄初二年に安郷侯から鄆城侯に改封されたこと、翌三年に鄆城侯から鄆城王に爵位を進められたこと、更に四年には雍丘王に転封となったことが記されているだけであるが、実はこの間も曹植はその動向が常に監視され、一度は罪状が朝廷に挙げられるという事態となっている。この間の詳細を、特に曹植自身による「黄初六年令」に基づいて示したい。

最後に取り上げたいのは、黄初六年（225）、東のかた呉の征伐に赴いた文帝曹丕が、その帰還の途上、雍丘に曹植を訪ねたことである。この時の曹植の心情は、「黄初六年令」の中にありありと窺うことができる。そして、この文章や先に触れた「責躬詩」及びその序文（上疏文）の中には、続く明帝期における曹植の言動の伏線と見られるような表現も見えている。第四の検討事項として、そうした事例を指摘し、この黄初年間という時期が彼の人生と文学に及ぼした影響を考察する端緒としたい。

一 臨淄へ赴いた時期

曹植は、建安十九年（214）、二十三歳の時に、後漢王朝から臨淄侯に封ぜられている。だが、実際に臨淄（山東省）に赴いたのは、曹丕が魏王の位について以後のことであった。では、その具体的な時期はいつだろうか。先行研究の多くは、それを建安二十五年・延康元年（220）の早い段階のことであったと見ている^②。その主な根拠は、『魏志』巻19・任城威王彰伝にいう「文帝即王位、彰与諸侯就国（文帝（曹丕）王位に即きて、彰は諸侯と国に就く）」、及びその裴松之注に引く『魏略』に、「太子嗣立、既葬、遣彰之国（太子（曹丕）嗣立し、既に（曹操を）葬りて、彰を遣りて国に之かしむ）」とあった後に「及帝受禪（帝の受禪するに及びて）」という句が登場することだろう。『魏略』の記述に拠れば、曹植の次兄である曹彰は、曹丕の受禪よりも前に、すでに封ぜられていた鄆陵に赴いたことが知られ、本伝には、それが他の諸侯たちと同じ時であったように記されているので、当然、曹植の臨淄への赴任も、曹丕が魏王となつてすぐ、後漢王朝からの禪譲を受ける前と判断されることになるのである。

だが、この歴史書の記述は、曹植自身がその作品に記していることと矛盾する^③。ここで、まずその「責躬詩」（『文選』巻20）から、彼の臨淄への赴任時期を明示する部分を挙げよう。本作品は、冒頭に曹操・曹丕の父子二代で築かれた魏の偉業を称賛し、「受禪于漢，君臨万邦（漢に受禪し，万邦に君臨す）」と詠じた後に、次のような句をつなぐ。

| | |
|------|------------------------|
| 万邦既化 | 万の国々が十分に教化されると、 |
| 率由旧則 | 古くからの典範に則って、 |
| 広命懿親 | 骨肉を分けた弟たちに広く命じて、 |
| 以藩王国 | 魏王朝の藩としての役割を担うよう指示された。 |

ここで注目したいのは、「広く懿親に命じ，以て王国に藩たらしむ」ということが、後漢王朝からの受禪よりも後に記されているということである。加えて、受禪をいう句に続く「君臨万邦」は、『書経』顧命にいう「臨君周邦，率循大卞（臨みて周邦に君たり，率みて大卞に循る）」、及び同堯典にいう「百姓昭明，協和万邦（百姓は昭明にして，萬邦を協和す）」を綴り合せた表現であり、下文の「率由旧則（旧則に率ひ由る）」は、『毛詩』大雅「仮楽」にいう「不愆不忘，率由旧章（愆たず忘れず，旧章に率ひ由る）」を踏襲した表現であることの重みである。経書を明らかに踏まえるこうした表現は、この一連の出来事が、王朝として厳然たる階梯を踏んで行われたものであることを示している。最後に見えている「王国」という語も、後漢王朝の配下にある魏国ではなく、天下を束ねる立場となった魏王朝を指すだろう。『毛詩』大雅「文王」に「思皇多士，生此王国（思に皇たる多士，此の王国に生まる）」とあるのを踏まえ、魏を周王朝になぞらえているのだと見ることができる。

更に、これに続く句「帝曰爾侯，君茲青土（帝曰く爾 侯よ，茲の青土に君たれ）」も重要な根拠たり得る。まず上の句は、『尚書』に散見する「帝曰爾（汝）～」という措辞を用いながら、彼に藩国への赴任を命ずる曹丕を指して「帝」と称する。一方、下の句について『文選』李善注は、『漢書』巻63・武五子伝に記す、劉閔を齊王に封じた策書「嗚呼，小子閔，受茲青社。……封于東土，世為漢藩輔（ああ，小子閔よ，茲の青社を受けよ。……東土に封じ，世々漢の藩輔と為す）」を挙げている。たしかに曹植の詩句がこれを踏まえていることは確実だろうが、実はこの詩句は、直接的には曹植自身が臨淄侯に封ぜられたときの策書を引用するものなのかもしれない。それは、彼の「諫取諸国士息表（諸国の士息を取るを諫むる表）」（『魏志』陳思王植伝の裴松之注に引く『魏略』）にも、次のとおり直接引用されている。

臣初受封，策書曰，植受茲青社。封於東土，以屏翰皇家，為魏藩輔。（臣初めて封を受けしとき，策書に曰く、「植よ茲の青社を受けよ。東土に封じ，以て皇家を屏翰せしめ，魏の藩輔と為す」と。）

この魏の文帝から下された策書が、前掲の『漢書』を下敷きにしていることは明白で、曹植の「責躬詩」も、下って明帝期に書かれた「諫取諸国士息表」も、この策書の一部をほぼ原形のまま取り込んだということだろう。

そもそも「策書」とは、天下に下される皇帝の文書をいう（蔡邕『独断』巻上）。後漢王朝がまだ存続している時期に、その配下にある魏国の王が、かつて後漢王朝から封ぜられた諸侯たち

に、その国へ赴くよう命ずることがあり得るだろうか。こうしてみると、曹植が臨淄侯としてかの地へ赴くよう命じられたのは、曹丕が後漢王朝の禪譲を受け、魏の文帝として即位した黄初元年（220）10月以降のことと推定せざるを得ない。そして、その具体的な時期は、あるいは黄初二年（221）の早い時期にまで下る可能性もある。というのは、魏の文帝曹丕は、黄初元年の12月に初めて洛陽宮を造営し、同17日に洛陽へ行幸しているからである（『魏志』巻2・文帝紀）。このように慌ただしかった一連の出来事が収束してから、改めて諸侯たちに向けて一斉に、国へ赴くよう命ずる策書を下したと見ることもできるように思う。ただし、前掲の『魏略』には、魏朝成立以前のこととして「(曹) 彰を遣りて国に之かしむ」とあった。曹彰は、曹操の後継者問題をめぐって不穏な動きを見せていたので（『魏志』本伝裴松之注に引く『魏略』、『魏志』巻15・賈逵伝）、本伝にいうように「彰与諸侯就国」ではなく、他の兄弟たちよりも一足先に、遠方へ「遣」られたのかもしれない。なお、曹植には「請祭先王表（先王（曹操）を祭らんことを請ふ表）」（『曹集詮評』巻7）という文章があって、その「臣欲祭先王於北河之上（臣は先王を北河の上に於いて祭らんと欲す）」及び「計先王崩来、未能半歳（計るに先王の崩ぜしより来、未だ半歳に能らず）」という記述に拠って、延康元年（220）の夏、曹植はすでに黄河の北のほとりに赴任しており、それは鄴城であるとする論者が少なくないが、鄴城は黄河の南に位置しているため、この説は当たらない。むしろ、この時点ではまだ魏国の都、鄴（河北省）にいたとする方がより妥当であるように思う。

二 監国謁者灌均の摘発とその結末

魏王朝の成立後、臨淄侯として東方の青州へ赴いた曹植は、黄初二年（221）、監国謁者灌均の摘発を受け、役人たちの間でその罪が審議されることとなった。この時、朝廷で行われた議論について、曹植「責躬詩」（『文選』巻20）は「国有典刑、我削我黜（国に典刑有り、我をば削り我をば黜す）」と詠じ、その李善注に引く『曹植集』（佚書）にも「博士等議、可削爵土、免為庶人（博士等の議すらく、爵土を削り、免じて庶人と為す可し）」との記述が残っている。しかしながら、この処罰は結局、文帝の骨肉に対する特別待遇によって実施されず^④、曹植は安郷侯に貶されただけで済んだのであったが、彼はこの命をどこで受けたのだろうか。「謝初封安郷侯表（初めて安郷侯に封ぜらるるを謝する表）」（『曹集詮評』巻7）には、次のような記述が見えている。

臣抱罪即道、憂惶恐怖、不知刑罪当所限齊。陛下哀愍臣身、不聽有司所執、待之過厚、即日於延津受安郷侯印綬。（臣は罪を抱へて道に即き、憂惶恐怖して、刑罪の限齊する所に当たるを知らず。陛下は臣が身を哀愍し、有司の執る所を聴かず、之を待すること過ぎて厚く、即日 延津に於いて安郷侯の印綬を受く。）

ここに見える延津（河南省）は、臨淄と洛陽とを結ぶ途上、黄河のほとりに位置する地名である。曹植はこの地で安郷（河北省）の侯に任命されたというのだが、それは洛陽からの帰途ではなく、上洛の途上だったのではあるまいか。というのは、『文選』巻20、曹植「上責躬応詔詩表（「責躬」「応詔」の詩を上る表）」の李善注に引く『曹（植）集』に、後に彼が鄴城侯として罪を得た際の記述として、「植抱罪、徙居京都、後歸本国（植は罪を抱きて、居を京都に徙し、後に本国に帰る）」とあって、これによると、処罰は都洛陽で申し渡され、「抱罪」という語は、その

前段階を指しても用いられることが知られるからである。「抱罪」は、前掲の「謝初封安郷侯表」にも見えていた。すると、それに続く「即道」は、洛陽に出頭する旅路に就いたことを意味すると捉えることもできる。まだ洛陽に到着していない段階でのことだとすれば、判決内容が正式に言い渡されていない状況にあるがゆえに、「憂惶恐怖」して、刑罰の具体的な輪郭が見えないと述べていることも無理もないこととなすけるのである^⑤。

また、「責躬詩」には「明明天子，時惟篤類。不忍我刑，暴之朝肆（明明たる天子，時れ惟れ類に篤し。我をば刑して，之を朝肆に暴すには忍びず）」という句が見え、この文帝の配慮が実現したとするならば、曹植は洛陽に至ることなく、罪人として朝廷や市場にその身を晒されることは回避されたと見るができるだろう。

以上を総合して判断するに、監国謁者灌均によってその「醉酒悖慢，劫脅使者」が摘発された一件は、洛陽到着を目前にしたところで、文帝曹丕の特別待遇により不問に付されたとするのが最も妥当ではないだろうか。

さて、安郷侯に封ぜられた曹植は、現地に赴くことなく、まもなく鄴城侯に遷されたようである。そのことは、「責躬詩」の前掲句に続く次の部分から推し測られる。

| | |
|------|------------------------|
| 違彼執憲 | 天子はかの司法官の意向に背いて、 |
| 哀予小臣 | わたくしめを哀れんでくださった。 |
| 改封兗邑 | そして、封土を兗州の町（鄴城）に改め、 |
| 于河之浜 | 黄河のほとりに赴かせることとなったのである。 |

前半の二句は、先に見た「謝初封安郷侯表」の、特に「陛下哀愍臣身，不聽有司所執」と、内容・表現ともに重なっている。すると、「予小臣を哀れむ」とは、一般的な意味で言っているのではなく、具体的に一步踏み込んで、処罰を安郷侯への貶爵に差し替えたことを指すと見ることができるのではあるまいか。詩の文脈から見ても、それは無理のない解釈だと言えるだろう。もしそうだとすると、前掲の「責躬詩」の一段は、わずかに二句で安郷侯を拝命したことにそれとなく触れた後、間髪を入れずに鄴城への改封を詠じていることになる。表現におけるこの急転直下の展開から見て、安郷侯拝命は実質を伴わず、すぐに鄴城侯に改封されたと推測することは、あながち得手勝手な推測とばかりは言えないだろう。

三 監禁同然の日々

監国謁者灌均による摘発から放免され、鄴城侯に改められた曹植は、その後どのような状況にあったのだろうか。『魏志』本伝は、黄初三年（222）、鄴城王に立てられ、次いで翌年、雍丘王に遷されたことを記すのみであって、その間の経緯については何の記載もない。だが、この空白は、曹植自身による「黄初六年令」（『曹集詮評』巻8）によって補うことができる。この文章は、黄初六年（225）、文帝曹丕が呉からの帰還途上、当時雍丘王であった曹植を来訪したことを契機に書かれ、領内に発布された令であるが、その前半は自身の来し方を振り返る述懐であり、その中に次のような記述が見えている。

吾昔以信人之心無忌於左右，深為東郡太守王機防輔史倉輯等枉^⑥所誣白，獲罪聖朝。身輕於

鴻毛、而謗重於太山。頼蒙帝王天地之仁、違百寮之典議、舍三千之首戾、反我旧居、襲我初服、雲雨之施焉有量哉。反旋在国、捷門退掃、形景相守、出入二載。機等吹毛求瑕、千端万緒、然終無可言者。(吾は昔 人を信ずるの心を以て左右を忌むこと無きも、深く東郡太守王機・防輔吏倉輯等の枉げて誣白する所と為り、罪を聖朝に獲たり。身は鴻毛よりも軽く、而して謗りは太山よりも重し。頼に帝王が天地の仁を蒙りて、百寮の典議に違ひて、三千の首戾を舍して、我を旧居に反し、我を初服に襲らしめ、雲雨の施しに焉んぞ量り有らんや。反旋して国に在り、門を捷して退き掃ひ、形景相守り、出入すること二載なり。機等は毛を吹きて瑕を求むること、千端万緒、然して終に言ふ可き者無し。)

これを通釈すれば、次のとおりである。「自分は昔、人を信じる心により、左右の者たちを忌み嫌うことはなかったが、東郡太守の王機や防輔吏の倉輯らからひどく讒言されて、聖なる朝廷に罪を得た。この身は鴻の羽毛よりも軽いのに、受けた誹謗中傷は泰山よりも重い。幸いにも、天地にも等しい帝王の仁愛により、百官の典範に則った議論に背いて、首領級の大罪を赦していただき、私を旧居に戻し、元の輿服を与えてくださって、賜った恩恵は誠に計り知れないものである。国に帰ってからは門を閉ざして身辺を清め、身体と影とが見守りあう孤独な日々を(黄初三年から四年にかけて)足掛け二年間送った。王機らは毛を吹いて疵を求め、あれこれ粗探しをしたけれども、結局言うべきことは見つからなかった。」

これによると、鄧城侯に封ぜられた曹植は、またもや王朝に罪を得るという事態に遭遇している。彼のありもしない罪を「誣白」したのは、鄧城を管轄する立場にあった東郡の太守、王機という人物であるが、津田資久氏の指摘によると、彼は西晋王朝成立の元勳であり、曹魏の国史『魏書』の撰者である王沈の父であって、こうした事情により、このことが『魏志』本伝に記述されなかったのだらうという⁷⁾。至当であろう。実は、『魏志』本伝は、黄初四年(223)、鄧城王から雍丘王への転封を記した後に、「其年、朝京都(其の年、京都に朝す)」として、曹植が文帝に奉った上疏文と「責躬詩」「応詔詩」を引用しており、これらの詩文をよく読めば、この時期の曹植が置かれていた境遇は自ずから推し測られる。うがった見方をすれば、『魏志』の撰者はそうした読者の読みを信頼して、曹植自身の詩文を全文引用したのかもしれない。

さて、王機らによって挙げられた罪状は、ふたたび文帝曹丕によって不問に付され、曹植は鄧城侯に戻されることとなった。先の灌均による摘発の時とは異なって、今回は洛陽に出頭したようである。この一連の出来事について、「責躬詩」は次のように詠じている。

| | |
|------|----------------------|
| 嗟嗟僕夫 | ぼつんとひとりの御者を連れて、 |
| 于彼冀方 | かの冀方(魏王朝の都・洛陽)へと赴いた。 |
| 嗟余小子 | ああ、わたくしめは、 |
| 乃罹斯殃 | かくしてこの禍に遭遇したのである。 |
| 赫赫天子 | だが、明々と輝ける徳を有する天子、 |
| 恩不遺物 | その恩沢は万物に対して遺漏がない。 |
| 冠我玄冕 | わたくしに黒い冠冕をかぶらせ、 |
| 要我朱紱 | わたくしの腰に朱色の組み紐を佩びさせた。 |
| 光光大使 | 光り輝く大使がやってきて、 |
| 我荣我華 | わたくしに栄華が届けられた。 |

剖符受土　　割り符を割いて封土が授与され、
王爵是加　　これに王の爵位が加えられたのである。

二句目に見える「冀方」は、『書経』五子之歌に「惟彼陶唐，有此冀方（惟れ彼の陶唐，此の冀方を有す）」、その孔安国伝に「陶唐，帝堯氏。都冀州統天下四方（陶唐は，帝堯氏なり。冀州に都して天下四方を統ぶ）」とあるのを踏まえて，上記通釈のように捉えておく^⑧。すると，曹植はたしかに上洛したことになり，続く「嗟ああ余われ小子，乃ち斯この殃わざはひに罹る」が，この発端となった王機らによる「誣白」を指すと解釈できることと無理なく連結する。

「赫赫たる天子」以下の四句は，文帝によってこの冤罪が晴らされ，もとの鄴城侯としての待遇に戻されたことをいい，「光光たる大使」以下の四句は，王の爵位を加えられたことを指すと見て大過ないだろう^⑨。ただ，この「大使」が王位の割り符を携えてどこへやってきたのか，曹植が帰国した先の鄴城か，それとも洛陽滞在中の宿舍なのかは未詳である。その具体的な時期については，『魏志』巻2・文帝紀に，黄初三年の夏四月戊申（14日），鄴城侯の曹植を立てて鄴城王としたという記述が見えている。これは，鄴陵公曹彰ら十一人の弟たちをみな王に立てた同年三月乙丑（1日）から，一か月半ほど遅れての処遇ではあった。

かくして鄴城王に任ぜられた曹植は，その後もなお，厳しさを減じない王機らの監視下にありながら，よく身を律して謹慎生活を守り抜き，とうとう再び罪に問われることはなかったという。ただ，この軟禁同然の生活は，雍丘王に遷ってからも続いたのであって，前掲の「黄初六年令」は，先に示した部分のすぐ後に次のような記述を続けている。

及到雍，又為監官所舉，亦以紛若，於今復三年矣。然卒婦不能有病於孤者，信心足以貫於神明也。昔雄渠李広，武發石開，鄒子囚燕，中夏霜下，杞妻哭梁，山為之崩，固精誠^⑩可以動天地金石，何況於人乎。（雍に到るに及んで，又監官の挙ぐる所と為り，亦た以て紛若たること，今に於いて復た三年なり。然して卒に孤に病有りとすること能はざるに帰するは，信心の以て神明を貫くに足ればなり。昔 雄渠・李広は，武發して石開き，鄒子は燕に囚はれて，中夏に霜下り，杞妻は梁を哭して，山は之が為に崩るるは，固より精誠の以て天地金石を動かす可くして，何ぞ況んや人に於いてをや。）

これを通釈すれば次のとおりである。「雍丘に着任すると，また監官に罪を挙げられて，これにもあれこれと謙讓の姿勢で対処し^⑪，今に至るまで（黄初四年から六年まで）もう足掛け三年が経過した。けれども，結局わたくしについて罪過を上げることができなかったのは，誠の心は神霊にも十分に届いたということだ。昔，熊渠や李広は，その武勇の發揮により（放った矢で）石さえ開き（『韓詩外伝』巻6ほか，『史記』巻109・李將軍列伝），鄒衍は燕に囚われて嘆くと，夏のさなかに霜が降り（王充『論衡』感虚篇ほか），杞梁の妻は夫の死を哭して，そのために山は崩落した（劉向『列女伝』貞順篇ほか）というが，もとより真の心は天地や金石をも動かせるのであって，まして人に対しては言うまでもないことだ。」

これによると，曹植は『魏志』本伝に記された監国謁者灌均の一件のみならず，曹丕が文帝として即位していた黄初年間の間中，途切れることなくその言動が監視されていたと知られる。このような処遇は，実は必ずしも曹植ひとりに対して行われたわけではなくて，たとえば，『魏志』巻20・武文世王公伝によると，曹植に次ぐ文学的才能の持ち主，中山恭王曹袞の過剰なまでの慎

み深さの背後にも、同様の監視体制が細かく張り巡らされていたようである¹²⁾。

ところで、曹植は最後まで罪人とはならず済んだのであったが、そのことを彼は「信心の以て神明を貫くに足る」と表現している。これはどういうわけだろうか。このことに関して、雍丘王時代の彼の別の公文書「黄初五年令」（『曹集詮評』巻8）に、「詩云、憂心悄悄、愠於群小（詩に云ふ、憂心悄悄たり、群小に愠らる）」とあるのは示唆に富む。このフレーズは、『毛詩』邶風「柏舟」にいう「憂心悄悄、愠于群小」を引用したもので、その毛伝に「愠は、怒るなり。悄悄は、憂ふる貌なり」、鄭箋に「群小は、衆小人の君の側に在る者なり」とあり、更に、本詩の小序には「柏舟、言仁而不遇也。衛頃公之時、仁人不遇、小人在側（柏舟は、仁にして不遇なるを言ふなり。衛の頃公の時、仁人の不遇なるは、小人の側に在ればなり）」とある。曹植は、このようなテーマを詠ずる「詩」のフレーズをまるごと引用しているのである。彼はここで、「群小」に苦しめられ、「憂心」に沈む「仁人」に自らを重ねているのだろう。しかし、それと同時に、兄である曹丕に対しても、一抹の疑念、寄る辺なさを感じていたのではあるまいか。というのは、この「柏舟」詩は、次のような句をも含んでいるからである。

| | | |
|------|------|---------------------------|
| 我心匪鑑 | 不可以茹 | 私の心は鏡ではないから、人の心は推し測れない。 |
| 亦有兄弟 | 不可以拋 | 兄弟がいても、あてにはできない。 |
| 薄言往愬 | 逢彼之怒 | 近づいて行って訴えても、彼の怒りに逢うのが落ちだ。 |

兄弟がいても、自分の力になってはもらえない。そう嘆くこの「柏舟」詩の、別の一句をまるごと引いている曹植は、当然、「兄弟」に言及するこの一節も念頭に置いていたはずである。「黄初五年令」に「柏舟」を直接引用する曹植は、君主と自分との間に小人たちの悪意が介在していることを言うのみならず、君主であり兄でもある曹丕の本心が見えない不安感を、「詩」の引用によって婉曲的に表現している可能性があると考え得るだろう。もしこの間、曹植がこうした疑念にずっと苛まれていたとするならば、役人たちによってあげつらわれる小さな過失が、最高責任者である文帝曹丕によってすべて無罪と決せられたということは、まさに奇跡、真心が神明に通じたと感じられる出来事だったのではあるまいか。「信心足以貫於神明也」という言葉には、自身の無実が晴らされた安堵以上に、兄とのわだかまりが氷解したと感じられたことの喜びが踊っている。

四 黄初六年の兄弟再会

天地神明をも動かす真心が天子にまで届いた。そう曹植に言わしめた直接のきっかけは、黄初六年（225）、呉へ出征した文帝曹丕が、その帰還途上、雍丘の曹植を来訪し、共に来し方を語り合い、豊富な物資を下賜したことであった。「黄初六年令」の後半は、この出来事を詠嘆的に述べることに充てられている。前章に引用した部分に続けて次のようにいう。

今皇帝遙過鄙国、曠然大赦、与孤更始。欣笑和楽以歛孤、隕涕咨嗟以悼孤。豊賜光厚、資重千金、損乘輿之副、竭中黄之府、名馬充廄、驅牛塞路。孤以何徳、而当斯恵、孤以何功、而納斯貺。富而不吝、寵至不驕者、則周公其人也。孤小人爾、深更以榮為戚。何者、将恐簡易之尤出於細微、脱爾之愆一朝復露也。故欲修吾往業、守吾初志。欲使皇帝恩在摩天、使孤心

常存入地。将以全陛下厚德，究孤犬馬之年。此難能也，然孤固欲行衆人之所難。詩曰，德輶若毛，民鮮克舉之，此之謂也。故為此令，著於宮門，欲使左右共觀志焉。（今 皇帝は遙かに鄙国に過り，曠然として大赦し，孤と更始す。欣笑和樂して以て孤を飲ばしめ，隕涕咨嗟して以て孤を悼れむ。豊賜は光厚にして，資重は千金，乗輿の副を損なひ，中黄の府を竭くして，名馬は廐に充ち，驅牛は路に塞つ。孤は何の徳を以てか，斯の恵みに当たり，孤は何の功を以てか，斯の賜を納れん。富みて吝ならず，寵至りて驕らざるは，則ち周公 其の人なり。孤は小人なるのみなれば，深く更に榮を以て威へと為す。何となれば，將に恐らくは簡易の尤 細微より出で，脱爾の愆 一朝復た露はれんとすればなり。故に吾が往業を修め，吾が初志を守らんと欲す。皇帝が恩をして天に摩するに在らしめ，孤が心をして常に地に入るに存せしめんと欲す。將に陛下の厚德を全うするを以て，孤が犬馬の年を究めん。此れ能くすること難きなるも，然れども孤は固より衆人の難しとする所を行はんと欲す。詩に曰く，「徳の輶きこと毛の若きも，民に克く之を挙ぐるもの鮮なし」とは，此の謂なり。故に此の令を為して，宮門に著し，左右をして共に志を觀ぜしめんと欲す。）

これを通釈すれば次のとおりである。「今，皇帝陛下ははるばるこの小国を訪ねてきてくださって，寛大にもこれまでのことをお赦しくださり，わたくしと新たにことを始めようとおっしゃる。うれしいことに，和やかにわたくしと談笑され，また，わたくしを哀れに思い，涙を落として嘆いてくださった。豊富な品々をたっぷりと賜り，拝受した物資は千金に値し，それらは天子の乗り物の添え馬を削り，宮中の宝物倉庫を空にして分け与えてくださったもので，おかげで名馬が厩に満ち，勢いついた牛の群れが路上を塞ぐこととなった。わたくしは何の徳があってこの恵みを受けるに値するのか。わたくしは何の功績があってこの賜りものを拝受するのか。富を得て物惜しみせず，寵愛を受けて驕らないのは，周公旦その人である。わたくしは小人物であるから，心の底からなおさら受けた栄耀に恐れおののく。なぜならば，細かいところで大難把にふるまってしくじり，粗忽という罪が突然また明るみに出るかもしれないからだ。それゆえ，わが往年の業務を修め，わが初志を貫徹したい。皇帝陛下からの恩恵は天に届くほど，わたくしの心は常に地中に没するほどだ。これから陛下の厚き徳に全面的に応えることで，わたくしの犬馬に等しい生涯を終えようと思う。このことは実行が困難だが，しかしわたくしはもとより衆人が困難とするところを行いたい人間だ。詩（『詩經』大雅「烝民」）にいう「徳は毛のように軽いのに，それを挙げることができる者はほとんどいない」とはこのことである。それゆえ，この令を作って宮門に掲げ，周りの者たちに，共にわが志をよく見てもらいたい。」

ここにほとぼる感激の言葉に，おそらく嘘はない。兄と気持ちを通わせ，わが王朝のために全力を尽くすこと。それこそが曹植にとって，自身の誇りをかけて行すべき事業であったのだろう。ただ，この混じりけのない精神は，およそ政治の世界には向いていない。だからこそ，曹植の作品は強い輝きを放っているのだと筆者は思うが，他方，それゆえにその実人生は，彼が思い描いたようには日の目を見ることがなかった。たとえば，明帝期の太和五年（231），曹植40歳の時の作である「求通親親表（親親を通ぜんことを求むる表）」（『文選』巻37）には次のような言葉が見えている。

臣伏以為犬馬之誠不能動人，譬人之誠不能動天。崩城隕霜，臣初信之，以臣心況，徒虛語耳。
（臣 伏して以為らく 犬馬の誠の人を動かす能はざること，譬ふれば人の誠の天を動かす

能はざるがごとし。城を崩し霜を隕すは、臣 初めは之を信ぜるも、臣の心を以て況^{なぞら}ふれば、徒^ただ虚語なるのみ。)。

「わたくし伏して思いますに、犬馬の誠は人を動かすことができない^③、それは、人の誠が天を動かすことができないようなものです。杞梁の妻が亡き夫を哭して城壁が崩れたとか、鄒衍が燕で冤罪で拘束され、天を仰いで嘆くと、霜が降ってきたとか、わたくしはその初め、このような言い伝えを信じておりましたが、私の心に照らして思いますに、それらは単なる虚妄の言葉に過ぎません。」この言葉に既視感はないだろうか。前掲の「黄初六年令」に見えた句である。それを絶望の底で反転させているのが、曹植最晩年の上表文「求通親親表」なのである。

思うに曹植は、文帝が崩御して、その子曹叡（曹植から見て甥）が明帝として即位した後、衷心から王朝の一員としてその責務を果たしたいと念じた^④。このことは、たとえば太和二年（228）、即位して三年目の明帝に奉られた「求自試表（自ら試みられんことを求むる表）」（『文選』巻37）の、次の一節に端的に窺うことができる。

今臣蒙国重恩，三世于今矣。……今臣無徳可述，無功可紀，若此終年，無益国朝，将挂風人彼己之譏。是以上慙玄冕，俯愧朱紱。（今 臣は国の重恩を蒙ること、今に三世なり。……今 臣には徳の述ぶ可き無く、功の紀^{しる}す可き無く、此の若くして年を終へ、国朝に益無くんば、将に風人の彼己の譏^{かか}りに挂らんとす。是を以て上は玄冕に慙ぢ、俯しては朱紱に愧づ。）

「風人彼己之譏」とは、『詩経』の曹風「候人」にいう「彼己之子，不称其服（彼の己の子，其の服に称はず）」を踏まえ、その待遇に見合う徳を持ち合わせていない者への批判をいう^⑤。

さて、ここに徳と功績とを対で挙げ、その両方を備えていない自分が王朝から厚遇されていることを愧じると述べる内容は、前掲の「黄初六年令」にも「孤以何徳、而当斯恵、孤以何功、而納斯貶」と見えていた。ただ、黄初六年には文帝の来訪を受けた感激の中で発せられた言葉が、太和二年のこの上表文では、王朝の運営に関われない憂憤と焦燥感の中で述べられている点で異なる。また、この上表文に見える「玄冕」と「朱紱」との対は、先に検討した「責躬詩」にも、文帝から与えられた処遇として「冠我玄冕，要我朱紱」と見えていた。この二つの語をあわせて用いる例は、現存する漢魏六朝時代の作品を見る限り、曹植の「責躬詩」と「求自試表」とのみである。彼はよほど、かつて文帝から下された厚遇をかたじけなく思い、現王朝においてそれに見合う働きを為したいと切に願っていたのだろう。

明帝期の曹植は、王朝に対する進言を目立って積極的に行っていくようになるが、その伏線はこのように、黄初年間における彼の動向の中に探り得る。あるいはもしかしたら、黄初六年、その翌年には没する曹丕が、雍丘で再会した弟の曹植に、心機一転、王朝運営への参画を依頼するといったことが口頭で為された可能性もないではない。曹植がそれを真に受けたとするならば、その後の彼の言動も、それ相当の理由があったと理解できる。もちろん、現実社会に参加しようとする姿勢は、中国の知識人であれば誰もが持つコモンセンスではあるのだけれど。

むすびにかえて

黄初年間における曹植の足取りは捉えにくい。だが、彼自身が書き残した作品を丁寧に読み解

いてゆけば、そこには史書の記述以上に具体的な出来事の推移が浮かび上がる。本稿は、従来あまり論じられてこなかった「責躬詩」「黄初六年令」を中心的に取り上げて、この間の曹植の動向を明らかにしたものである。特に、曹植が臨淄侯として現地へ赴いた時期、彼が黄初年間中に受けた監視と摘発の実態、後の明帝期における言動の伏線が黄初年間に見出せることの指摘は、これまでの曹植研究では手薄だった方面に、新たな視野を提供するものとなり得るように思う。

黄初年間における曹植の動向とその文学は、兄である文帝曹丕との関係性抜きには語れない。だが、二人の間柄だけを見ていたのでは、おそらくその本質にはたどり着けない。この兄弟の間には、皇帝の意向を忖度する役人たちの存在があり、そのような役人たちが置かれた社会的立場は、魏王朝の統治体制や貴族社会の成り立ちを押さえなくては把握できないものだろう。歴史学方面の研究成果に学びつつ、文学研究の立場からできることを今後も探っていきたい。

注

- ① 『礼記』月令、仲秋の条に「命有司、申嚴百刑、斬殺必当、毋或枉撓（有司に命じて、^{かさ}申ねて百刑を嚴にし、斬殺必ず当たり、枉撓或る^な母からしむ）」とあるとおり、処刑は秋に行われるのが通例である。また、丁儀は誅殺を前に、当時中領軍であった夏侯尚に叩頭して命乞いしているが（『魏志』陳思王植伝裴松之注に引く『魏略』）、『魏志』巻9・夏侯尚伝によると、夏侯尚は延康元年（220）、まず散騎常侍に拜せられ、ついで中領軍に遷り、文帝の踐祚後は征南將軍に転任しており、夏侯尚が中領軍であった時期は秋に重なる。
- ② たとえば、植木久行「曹植伝補考－本伝の補足と新説の補正を中心として－」（『中国古典研究（早稲田大学中国古典研究会）』21号、1976年）、張可礼『三曹年譜』（齊魯書社、1983年）p.172-173、江竹虚撰・江宏整理『曹植年譜』（台湾商務印書館、2013年）p.213-214、邢培順『曹植文学研究』（中国社会科学出版社、2014年）p.45、徐公持『曹植年譜考証（中国社会科学院老年学者文庫）』（社会科学文献出版社、2016年）p.255は、曹植の臨淄への赴任を、曹丕が魏王に即位した年（220）の魏王朝成立以前の時点に繫年している。このほか、この時点において曹植はすでに鄴城に封じられていたとする、津田資久「曹魏至親諸王攷－『魏志』陳思王植伝の再検討を中心として－」（『史朋』38号、2005年）がある。
- ③ このことについて、古直『曹子建詩箋』（広文書局、1976年三版）、黄節註・葉菊生校訂『曹子建詩註』（中華書局、1976年重印）、趙幼文『曹植集校注』（人民文学出版社、1984年）、曹海東注訳・蕭麗華校閲『新訳曹子建集』（三民書局、2003年）、王巍『曹植集校注』（河北教育出版社、2013年）には特に言及がない。他方、川合康三・富永一登・釜谷武志・和田英信・浅見洋二・緑川英樹訳注『文選 詩篇（一）』（岩波文庫、2018年）p.106は、先行研究への言及はないけれども、筆者と同じ立場を取り、川合康三編訳『曹操・曹丕・曹植詩文選』（岩波文庫、2022年）p.346は、「帝」を武帝曹操と捉えている。
- ④ 『魏志』陳思王植伝の裴松之注に引く『魏書』に、「植、朕之同母弟。朕於天下無所不容、而況植乎。骨肉之親、舍而不誅、其改封植（植は、朕の同母弟なり。朕は天下に於いて容れざる所無し、而して況んや植をや。骨肉の親は、舍して誅せず、其れ植を改封せよ）」とある。
- ⑤ 植木久行氏の前掲論文（注②）は、「謝初封安郷侯表」を「都に召還された後、ひとまず処罰を待つ身で帰国の途に就き、その途中で安郷侯貶爵を伝えられた時のことを述べているように思われる」と捉える。

- ⑥ 「枉」字、底本は「任」に作る。今、孫星衍『続古文苑』巻5に従って改める。
 - ⑦ 津田資久氏の前掲論文（注②）の注（22）を参照。
 - ⑧ 「冀方」は、冀州、特にその南端に位置する鄴（魏王国の都）を指すとする見方もあるが、たとえば『文選』李善注や黄節前掲書（注③）がその説を取る。ただ、ことの推移から見て、この解釈には無理があるように思われる。
 - ⑨ 李善注では、「玄冕」は、諸王の正装で用いられる黒い冠（『周礼』夏官、弁師）、「朱紱」は、公侯がその佩玉に付ける朱色の組紐（『礼記』玉藻）と解釈されているが、ここでは「朱紱」を官服と捉え、諸侯としての衣裳を色の対比鮮やかに表現したものと捉えておく。
 - ⑩ 「精誠」字、底本は「精神」に作る。今、『文館詞林』巻695に拠って改める。
 - ⑪ 「紛若」は盛んなさま。もし、『易』巽卦、九二の爻辞にいう「巽在牀下。用史巫紛若。吉无咎（したが巽ひて牀下に在り。史巫を用ふること紛若たれば、吉にして咎無し）」を踏まえるとするならば、言いがかりをつけられた側の対応として、盛んに慎み深い態度を示すという意味になる。今はその方向で訳しておく。
 - ⑫ 津田氏の前掲論文（注②）の第三章「曹魏における諸王政策の実態」には、「防輔と監国謁者」と題する、事例に基づいた詳細な論考が見える。
 - ⑬ 「犬馬之誠」とは、犬や馬が飼い主に対して抱く素朴な忠誠心で、本稿で取り上げた「黄初六年令」に「究孤犬馬之年（孤が犬馬の年を究めん）」とあったほか、黄初四年に奉られた「上責躬詔詩表」（『文選』巻20）にも、「踊躍之懐、瞻望反側、不勝犬馬恋主之情（踊躍の懐ひもて、瞻望し反側し、犬馬の主を恋ふるの情に勝へず）」との類似句が見えている。
 - ⑭ 拙論「曹植における「惟漢行」制作の動機」（『県立広島大学地域創生学部紀要』第1号、2022年）を参照されたい。
 - ⑮ 「己」字、現行の『毛詩』は「其」に作る。陳寿祺撰・陳喬樞述『三家詩遺説攷』韓詩遺説攷六（王先謙編『清経解統編』巻1155所収）によると、「己」に作るのは『韓詩』である。
- ※ 本稿は、令和4年度科学研究費助成事業・基盤研究(C)「中国中世初期における文学の質的転換に関わる研究」（19K00376）の成果の一部である。